

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和3年7月20日 第142号

ニッコウキスゲを見てきました

栃木に住んで32年、今まで一度も一面のニッコウキスゲを見たことがありませんでした。ふと思いつき、シーズン真っ盛りのキスゲ平に行ってきました。

前日の雨に洗われたニッコウキスゲを堪能することができました。もっと一面に咲いた風景を想像していたのですが、けっこうまばらでイメージとは違いましたが、山野草だからこのくらいがちょうど良いのだと、だんだんと思うようになりました。年とったせいですかね。



一番密度の濃かった場所です。

以前ニッコウキスゲは鹿の食害で激減しており、キスゲ平は10ha(100m×100mの10倍)を柵で囲っているそうです。階段の整備など結構な費用が掛かっているでしょうから、数百円なら入場料を徴収してもよいと思うのですが、駐車場も含めて完全無料。日光市は太っ腹ですね。

階段を少し上がると、霧がどんどんと濃くなって

きました。まさに「降るように霧が湧き出る」という感覚です。高原らしくていいですね。

「ニッコウキスゲ」と検索したら、「車山高原」がトップに表示されました。写真を見るとまさに群生した密な花の写真がありました。これはこれで見事なのですが、やはり風情という点では霧降高原の勝ちでしょうか(負け惜しみ?)。



絵葉書になりそうな風景です。



黄色い粒が神々しいです。

我が家の畑
数年ぶりにチャレンジしたとうもろこし、何とか無事に収穫できました。幹も細くて丈も中途半端ですが、がんばってくれました。上の方は受粉すらできておらず、粒の張りも良くはなく見栄えは悪いのですが、十分に食べることはできました。味はそこそこおいしいといった感じですか。農家さんの偉大さを痛感しました。前回は害虫に思う存分かじられまくって、一切食べることはできませんでしたが、今回は被害が少なく助かりました。

育児休業中の保険料免除の取り扱い変更

(令和4年10月1日から)

育児休業中の社会保険の保険料免除は、現在、月の末日時点で育児休業をしている場合に、当該月の保険料(賞与保険料含む)が免除される仕組みです。そのため例えば、月中に2週間の育休を取得したとしても、休業期間に月の末日を含まなければ免除の対象にはなりません。

今回の改正は、短期の育児休業の取得に対応して、育児休業期間に月末を含まない場合でも、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象とする規定に変更されます。

傷病手当金の支給期間の通算化

(令和4年1月1日から)

傷病手当金は、業務外の事由による病気やケガの療養のために休業するときで、一定の要件に該当した場合に支給されるもので、支給期間は、支給が開始された日から最長1年6か月です。これは、1年6か月分支給されるということではなく、1年6か月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気

やケガにより仕事に就けなくなった場合でも復帰期間も含めて1年6か月に算入されます。支給開始後1年6か月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。

今回の改正は、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるように、支給期間の通算化を行うというものです(支給を始めた日から通算して1年6か月分支給)。がん治療などで入院退院を繰り返すなど、長期間にわたり療養のための休暇をとりながら働くケースなどがあることから、改正になりました。



その他、退職後に加入できる任意継続被保険者制度について、自由に辞めるとができるようになります。(現在は再就職して会社の社会保険に加入するか、保険料を滞納するなどした場合にしか辞めることができないルールです。)